

平成24年度 第1回法律学教育FD／ICT活用委員会 議事概要

I. 日 時：平成24年6月26日（火）10:00～12:00

II. 場 所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室

III. 出席者：吉野委員長、執行委員、笠原委員、加賀山委員
（事務局）井端事務局、森下主幹、松本職員

IV. 検討事項

1. 記録担当者の選出

2. 学士力実現に求められる教育改善モデルの検討

（1）事務局からの解説

大学改革プランに即応した『未知の時代を切り拓く教育とICT活用』を11月に刊行するため、10月には、最終報告書の原稿のとりまとめを終了しなければならない。

●以下、「席上配付資料」（大学教育への提言報告書の目次（私案1））に基づいて事務局より解説。

第2章の到達目標の解説を追加し、教育改善モデルを完結させる。

第3章は、すでに作成済み。

第1章（総論部分）を事務局長が書き下ろす予定。

1. 国の発展と大学の役割・責任
2. 未来に立ち向かう人材育成の現状と課題
3. 主体的学修と質保証を目指すICT活用の教育戦略
4. 教員個人の教育から組織的教育の転換と課題
5. 大学教員に求められる教育力と組織的取り組み
6. 質保証に向けた教学マネジメントとガバナンス改革

（2）教育改善モデルを実施するために必要な教育力について

2006年に作成した「大学教育への提言・FDとIT活用」の中で、特に、(3)評価の方法以下の記述が重要（参考資料1、15頁）。また、医学部の「教員の教育業績ガイドライン」が参考になる（参考資料1、15頁の最後の部分、および、16頁の(2)(4)以下参照）。

大学設置基準は、以下のように非常に抽象的である。

- (1) 研究上の業績を有する者
 - (2) 専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者。
 - (3) 大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有する者
- そこで、参考資料1の17-18頁のような「教育力」をまとめてみた。

●参考資料11（2008年）に基づいて、「大学教員に期待される役割とは何か」について解

説。

- (1) 発見の学識 (scholarship of discovery)
- (2) 統合の学識 (scholarship of integration)
- (3) 応用の学識 (scholarship of application) 臨床教育の必要性
- (4) 教育の学識 (scholarship of teaching)

- 参考資料 2 (2008 年 12 月) に基づいて「学士課程教育の構築に向けて (答申)」に基づいて解説。

1 段目のロケット：専門性は述べていないのでこれが必要

2 段目のロケット：教員の教育力

3 段目のロケット：大学におけるマネジメント

- 参考資料 5 (国家戦略会議 (2012 年))、8 (国立大を広域再編) に基づいて解説。

「分厚い中間層」(自立できる経済力、能力を身につけ、社会に参加することを実感として理解できるように、初等中等教育を改革する。)

次世代を見据えた教育システムの抜本改革。

大学の統廃合等の促進を含む高等教育の抜本改革 (資料 8)。

国立大学：平成 17 年 (2017 年) に実践する。

私立大学：(1) 建学の精神の高度化、(2) 政策実現に資する大学、国際化 (留学させる大学) に補助金を重点配分、(3) 地域貢献の促進 (街づくりプランに学生を参加させるなど、有機農法・エコ農法の促進に貢献など)、(4) 経営が成り立たない大学には解散の勧告権を発動する。

- 参考資料 6 (中教審部会報告)、席上配付資料 (1 週間の授業に関する学修時間について) に基づいて解説。

米国と比較した場合、日本の学生の学習時間は非常に短い。

学習時間の確保についての財政支援を行う方針。

現在の補助金は、教員、職員、学生数の単価だけが基準にされてきた。

- 参考資料 4 (予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ (審議まとめ)) に基づいて解説。

優位な人材を切望している。「答えのない問題」を発見してその原因を考え、最善解を導く力を必要としている (3 頁)。

大学および大学教員の責務。→質的転換の必要性 (4 頁)。

質的転換 (7 頁)。

- ・教育課程の体系化
- ・教育方法の改善
- ・成績評価の厳格化
- ・教員の教育力の向上
- ・学修成果の把握

大学教員の1人の努力で解決できる問題ではなく、組織的に解決することが必要(9頁以下)。

今後の検討課題

- ・各大学における学生の学修の実態の把握。
- ・大学における個々の授業において質を伴った学習時間を実質的に増加・確保させるために必要な方法や施策の基本的な方向性。
- ・教員の教育能力向上のための具体的な方法や施策の基本的な方向性。
- ・学修成果の達成度の把握やこれを重視した認証評価のあり方。
- ・全学的な教学マネジメントのあり方。

●参考資料7(大学の運営・統治にもっと学生の参加を)に基づいて解説。

EUの「大学教育の質保証」会議の様様。

●参考資料12(教育力)

- ・専門的な学識に関する「学士力」だけでなく、教育に関する使命感・責務、グローバル、地球規模という広い考え方を伴った「教育力」が必要であり、教員は、ローレルモデル(背中を見て育つ)であることが必要。
- ・知識よりも考え方の教育へと移行すれば、科目数を減らし、時間的余裕ができる。

法学教員の教育力(委員長案)とその改定

法学教員に期待される専門性

- (1) 強い(バランスのとれた)正義感を持ち、法による公平な問題解決と平和の実現に貢献する使命感を有すること。
→バランスのとれた正義感を持ち、法による平等、公共の福祉および平和の実現に貢献する使命感を有していること。
- (2) 実定法の原理と実際に精通し、それらを駆使して(創造的)問題解決する能力を有すること。
→実定法の原理とルールに精通し、それらを駆使して未知の問題を解決できること。
- (3) 国内および国際社会の動向とその問題点を把握し、それに対応したプランニングを提案できること。
→国内および国際社会の動向とその問題点を把握し、広い視野から法的施策を提案できること。
- (4) 法創造的な問題解決をし、またそれを教育する能力を有すること。
→法的な問題を分析、議論し、説得的に表現できる能力を育成できること。
- (5) 教育方法の改善を工夫し、ICTなどの教育技法を駆使して、効果的な教育ができること。

●委員案

- ・教育の目標：自立できる人の育成、なぜなら「教師は学生よりも先に死ぬ」から。
- ・予測不可能な問題を平和的に解決する能力。
- ・法学教育の目標：事案とルールとの間の分析能力、具体的な事案を平和的に解決する能力。
- ・学修者の質の確保

V. 今後のスケジュールについて

次回委員会：6月29日（金）15：00～17：00

検討事項：教育改善モデル実現に求められる教育力

以上